

第1節 目的

(防災統括室)

奈良県の地域における大規模地震に対処し、地震の被害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第40条に基づく「奈良県地域防災計画」の地震編として、奈良県の地域における大規模な地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる地震による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。あわせて、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫化している近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に地震災害対策の推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。

1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守

- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
 - (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- 2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第4 計画の修正

県は、法第40条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、県以外の防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を県防災会議（事務局：県防災統括室）に提出する。

第5 計画の構成

地震編は、計画編と資料編から構成する。地震編の構成は次の5章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の地勢・既往地震や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3 第3章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興を図るための計画を示す。

5 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整

備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係

1 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行している。

2 防災の日及び防災週間

県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係

県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

1 第2期奈良県国土強靱化地域計画

奈良県国土強靱化地域計画は、平成28年度に本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。

計画の最終年度である令和2年度に、国土強靱化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靱化地域計画を策定した。

- (1) 奈良県の目指す姿
「災害に日本一強い奈良県」を目指す
(主な目標値：災害による死者ゼロを目指す)
- (2) 基本目標
1：人命を守る 2：県民の生活を守る 3：迅速な復旧・復興を可能にする
- (3) K P I（重要業績評価指標）88項目の設定
- (4) 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」21項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討
- (5) 令和3年度からの概ね5年間を計画の対象期間とする。

2 国土強靱化アクションプラン

奈良県国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。

第8 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないよう、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもので、平成31年4月に公表している。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱

第1 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入れ・配分等に関する計画

	14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施		
奈良県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第2 市町村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
各市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

	<ul style="list-style-type: none"> 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	
--	---	--	--

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用 	
近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 	
近畿財務局奈良財務事務所			<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定の立

			<p>会</p> <p>2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請</p> <p>3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資</p> <p>4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資</p> <p>5. 国有財産の無償貸付等に関すること</p>
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	<p>1. 職業の斡旋</p> <p>2. 雇用保険料の納期の延長に関すること</p> <p>3. 雇用給付金の支給等に関すること</p>
近畿農政局	<p>1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物等の防災管理指導</p>	<p>1. 土地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害情報の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病虫害の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</p> <p>5. 農地、農業用施設等（防災重点農業用ため池を含む）の被害情報収集、査定前着工（応急工事）の指導</p>	<p>1. 各種現地調査団の派遣</p> <p>2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策</p>

近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防 	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援 	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備	1. 災害時における所管	

	の整備についての指導	<p>事業に関する情報の収集及び伝達</p> <p>2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供</p> <p>3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整</p> <p>4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請</p> <p>5. 特に必要があると認める場合の輸送命令</p>	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<p>1. 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達</p> <p>2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整</p>	
近畿地方測量部	<p>1. 地理空間情報の提供</p> <p>2. 地理情報システムの活用支援</p> <p>3. 防災地理情報の整備</p>	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
大阪管区气象台（奈良地方气象台）	<p>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p>	<p>1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用</p> <p>2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）</p>	被災地域への支援情報の提供

	5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発		
大阪海上保安監部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集 2. 被災者の捜索救助活動 3. 被災者等の搬送 4. 救援物資の輸送 	
近畿地方環境事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整 3. 被災者からの家庭動物（ペット）に関する相談窓口の設置、関係団体との連携によるトレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保等
近畿中部防衛局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県 	

		その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	
近畿管区行政評価局（奈良行政監視行政相談センター）			1.被災者への生活支援情報の提供 2.専用電話を備えた相談窓口の開設 3.特別行政相談所の開設

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 給食及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除	

		4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本銀行 (大阪支店)		1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
NTT西日本株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整

日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社(西日本支店)	1. 所管ダム施設及び電力施設の保全 2. 気象観測通報についての協力	所管ダム施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社(奈良事業所)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社(奈良支社) 関西電力送配電株式会社(奈良本部)	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野土地改良区 倉橋溜池土地改良区 北倭土地改良区 白川溜池土地改良区連合	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジ	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

オ株式会社			
株式会社朝日新聞社(奈良総局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
株式会社毎日新聞社(奈良支局)			
株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局)			
株式会社産業経済新聞社(奈良支局)			
株式会社日本経済新聞社(奈良支局)			
株式会社中日新聞社(奈良支局)			
株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局)			
株式会社時事通信社(奈良支局)			
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧

会	3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備		
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班（J D A T）の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班（J D A T）の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人 奈良県L P ガス協会	L P ガスによる災害の防止	L P ガスによる災害の応急対策	L P ガスによる災害の復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県市町村が行う被災	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋

		状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 3. 奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1. 市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2. 奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合及び 全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	

奈良県旅館・ ホテル生活衛 生同業組合		1. 災害時の要配慮者の 宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難 者への支援	
公益社団法人 奈良県獣医師 会		1. 災害時の被災動物の 救護 2. 災害時の被災動物飼 養者への支援	
公益社団法人 奈良県栄養士 会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 災害時栄養支援チーム の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時栄養支援チー ムの派遣 2. 被災者に対する栄 養・食事相談 3. 特殊栄養食品等の提 供	

第3節 奈良県の地勢と過去の地震

(防災統括室)

奈良県は他府県に比べ災害が少ない地域と言われてきたが、奈良盆地東縁断層帯をはじめとする活断層による内陸型地震が発生すれば大きな被害が予想され、海溝型地震でも南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、過去には伊賀上野地震など、奈良県に大きな被害をもたらした地震も記録されている。

第1 地形並びに位置

本県は日本国のほぼ中央部に位置し、古くから政治文化の中心となっていた。

本県の北半は近畿中央低地区の一部をなし、大阪・京都・三重の府県に接し、経済、交通において京阪神地方とは密接なつながりをもっている。南半は近畿南部の中央にあたり、和歌山・三重の両県とともに近畿有数の山岳地帯を形成している。

本県の中央経度は東経135度52分で、奈良春日山、三輪山、多武峯、上市、吉野山、天川村川合、十津川村竹筒を通過している。中央緯度は北緯34度19分で、五條市五條、吉野山金峯神社、川上村迫を通過している。

本県の面積は、3,691.09km²で、全国都道府県中40位、全国総面積の約1%である。南北両極間の長さ103.6km、東西78.5kmと南北に細長い形となっている。

本県の地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は瀬戸内陥落地帯の東部にあたり、断層により陥落した地構盆地である奈良盆地を中心に、これをとりまいて生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²で海拔40～60mの非常に平坦な沖積層からなっている。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は海拔400～500mの高原である。また、宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯とからなる。

南部山岳地帯は本県の南部一体を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は大峰山系によって十津川流域と、北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

第2 既往地震

1 災害年表

次の災害年表は、我が国の歴史に現れた最初の地震（『日本書紀』による西暦416年〔日本暦：允恭5年〕の地震）から2004年（平成16年）9月までに、県内に影響を与えた主な地震災害を年代順にまとめたものである。

ごく軽微な被害（器物の落下転倒、落石など）は省き、家屋・人工構築物・地盤（面）に何らかの損傷・変化のあったものを取り上げた。

第1部（1884年まで）と第2部（1885年以降）に分けた理由は、1884年12月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第1部の緯度、経度は史料によって求めた震央分布から推定したもので、概して精度が低く、また、被害があっても記録が残っていないもの、あるいは未発見の史料があることを考慮する必要がある。西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「―」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。

被害状況などについては、東京大学出版会「最新版 日本被害地震総覧〔416〕―2001」（2003年）等による。

県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。

第3 地質

奈良県の地質は、五條から吉野川に沿って高見山に至る中央構造線によって、南部と北部の地質構造区に分けられる。これらは、それぞれ地質学的に西南日本の外帯と内帯に相当する。

1 内帯の地質

内帯には、①領家コンプレックス、②中斷－鮮新統、③火山岩類、④鮮新－洪積統、⑤沖積統が分布する。

①領家コンプレックスは、内帯の基盤をなして全域に分布し、山間部では広く露出する。一方、奈良盆地では新生代層におおわれるが、盆地の中心部では地震探査によると地下280～320mに存在すると推定されている。領家コンプレックスは、花崗岩類・塩基性火成岩類・低圧高温型変成岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確でないが、古生代末から白亜紀にかけてのある時期とみなされている。

②中斷－鮮新統は、第一瀬戸内海期から室生火山岩の噴出までの時期に堆積した浅海成ないし湖沼性堆積物をいう。海成中新統としては、藤原層群・山辺層群・山粕層群が、湖沼性の中新一鮮新統には、二上層群・地獄谷層群・都介野層群・曾爾層群がある。分布範囲は相対的にせまく、領家コンプレックスの凹所に堆積したものであり、いずれも化石に富む。

③火山岩類には、室生火山岩とそれ以外のものがあり、前者は室生地方で中新一鮮新統をおおって広く分布し、後者は小岩体をなして各所に散在する。室生火山岩は、流紋岩質の溶結凝灰岩で、白岩・黒岩とよばれる二岩層は認められるが、構成鉱物の種類はほとんど同じである。層序的には室生火山岩は、都介野層群・曾爾層群の上部を占めるものとして取り扱われる。これ以外に、流紋岩質岩が二上山・高見山に、安山岩質岩が二上山・信貴山・宝山寺・畝傍山・耳成山・三笠山に分布する。これらの噴出時期は確定的でなく、また、火山として原形を残していない。

④鮮新－洪積統は、大阪層群相当層をさし奈良盆地北西部の丘陵地・生駒盆地・大和高原の小盆地に分布し、礫層・砂層・泥層からなり薄い灰質層をはさむことがある。佐保累層・白川池累層・馬見累層・生駒累層・小野味累層・古琵琶湖層群などがある。奈良盆地周辺には、小規模ながら段丘性堆積物がみられる。

⑤沖積統は、奈良盆地と山間の小盆地に主に分布し、未固結の礫・砂・泥からなる。奈良盆地での沖積層は数10mに達する。

2 中央構造帯の地質

中央構造帯は、①圧砕岩、②白亜系、③鮮新－洪積統、④沖積統からなる。

①圧砕岩は、中央構造線の運動によって圧砕されてできた岩石で、中央構造線に沿って最大数kmの幅をもって断続的に分布する。一部には白亜系以後のものもある。

②白亜系は、和泉地向斜の堆積物と考えられるもので、中央構造線に沿って最大数100mの幅をもって断続的に分布する。西部では礫岩相が、東部では泥岩相が優勢となる。奈良県内では、時代確認に可能な化石が発見されていないため、和泉層群などといわれている。

③鮮新-洪積統は、中央構造線に沿う構造谷に分布するもので、吉野層群という。本群層は、上市以東では礫相が著しい。砂泥相中では、亜灰層がはさまれることがある。このほかに、五條付近では、段丘性堆積物が発達する。

④沖積統は、吉野川に沿った低地部に発達し、未固結の礫・砂・泥からなる。

3 外帯の地質

外帯には、①三波川変成岩、②上部古生界、③トリアス-ジュラ系、④白亜系、⑤古第三系、⑥大峯酸性岩・熊野酸性岩、⑦沖積統が分布し、前四者は東西性の帯状配列を示す。大峯酸性岩体は南北性の方向をもち中央部に貫入している。

①三波川変成岩は、中央構造帯の南側に1～8kmの幅をもって、ほぼ東西に帯状に分布する。変成の時期については諸説があり一定しないが、源岩は上部古生界を含む古生界である。変成度は中央構造線に近づくほど高くなり高圧型の変成鉱物を産するが、南部では変成度の低い片岩や千枚岩が多くなる。前者の部分を上市帯、後者の部分を吉野山帯とよぶことがある。これらは全体として東西性の走向を示し、北傾斜である。

②上部古生界は、砂岩・泥岩・粘板岩・チャート・石灰岩・塩基性溶岩及び凝灰岩などの緑色岩類から構成されており、帯状構造は著しく乱されている。北部の泥岩は、御荷鉾構造線に近づくにつれて粘板岩化する。北部では三波川変成岩が、高角度で衝上して御荷鉾構造線を形成する。南部ではさらに南側に分布するトリアス-ジュラ系に低角度で衝上するため、両者の平面的分布の境界は屈曲が著しい。川上層群・西吉野層群がこれに含まれ、川上層群の石灰岩からはフズリナ化石が報告されており西南日本地質構造区分の秩父累帯中・北帯に位置すると考えられてきた。

③トリアス-ジュラ系は、主として砂岩・泥岩の互層からなるが、ところどころにチャート・石灰岩・緑色岩類の薄層・レンズをはさむ。本系は、層序・地質構造・古生物より秩父累帯南部に相当すると考えられている。天辻層群・伯母峯層群などがこれに含まれ、大迫付近の石灰質砂岩からジュラ紀を示す軟体動物化石などが報告されている。

④外帯の白亜系は、主として砂岩及び泥岩の互層からなり、緑色岩類・チャートの薄層をはさむことがある。全体として東西性の走向を示し、見かけ上は北傾斜の単斜構造である。船ノ川層群・上野地層群・平谷層群などが含まれる。化石にとぼしく正確な時代決定はできていない。

⑤古第三系は、古生界を不整合におおって点在する浅海成層である。主な分布は、中奥川流域の中奥層と稲村ヶ丘頂上の稲村ヶ岳層である。岩相は、礫岩及び砂岩を主とし、礫としては領家帯の片麻岩や三波川変成岩が含まれる。中奥層からは、古第三紀を示す有孔虫化石が報告されている。

⑥大峯酸性岩は、外帯の古生界・中生界の一般的構造方向とほぼ直行した形で、それらを貫いて侵入し、大峯山脈の中軸部を形成する形で断続的に分布するが、地下では一連のものと考えられている。また、本県の東南端には、大峯酸性岩とほとんど同じ時期の侵入と考えられる同岩質の熊野酸性岩が分布する。

⑦沖積統は、十津川及び北山川に沿った地域に非常に限られた分布を示すのみである。

4 地盤分類

県内の地盤を、土地分類基本調査の表層地質図・地形分類図等に基づく表層地盤及びボーリングデータ等により、道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）の地盤分類に基づき4種に分類すると、次の図のような分布となる。

地盤分類は、概略的に見ると以下のとおりである。

山間部 1種地盤地域	県南部及び東部の山間部では1種地盤が卓越している。 地震動を増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く基盤岩深度が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。
奈良盆地周縁部 2種地盤地域	盆地東縁や盆地北縁は地下水位面深度が深く液状化しにくい。しかしながらN値の低い砂質土層を比較的多く含む土質構成であるため、地下水位面深度によっては比較的液状化しやすい地域も存在する。
奈良盆地における 3種地盤地域	主に緩傾斜扇状地と氾濫平野からなり、地震動を増幅させやすい。 盆地東部の大和川流域付近は、地下水位面深度が浅く、N値の低い砂質土層を多く含むため、液状化しやすい。 盆地を流れる河川の合流付近では、比較的多くの粘性土層を含むため、地盤は軟弱であるが比較的液状化はしにくい。
4種地盤地域	奈良盆地中央部を流れる河川流域がこの地盤にあたり、全般的に氾濫平野である。 この地域の表層地盤は、極めて軟弱であり、地震動の増幅度は高く液状化の危険度も高い。

第4 奈良県内及びその周辺に分布する活断層

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市街中心部から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部（中央構造線）その他に存在すると考えられている。

これらの断層の確実度、活動度は、「新編 日本の活断層」（東京大学出版会）では下表のように評価されている。

奈良県付近の活断層

図中番号	断層名	確実度	活動度	図中番号	断層名	確実度	活動度
1	田原断層	I	[C]	25	葛城断層	II	B
2	高樋断層	III		26	葛城東麓断層群	I	B
3	三百断層	I	[C]	27	金剛断層	I	B
4	天理撓曲	I	B	28	五条谷断層	I	A
5	鬼ヶ辻断層	II	C	29	中央構造線	I	[C]
6	奈良坂撓曲	I	B	30	根来断層	I	A
7	佐保田撓曲群		[B]	31	桜池断層	I	A
7-a	佐保田撓曲	II		32	別所撓曲	I	C
7-b	秋篠撓曲	I		33	坂本断層	I	C
7-c	曾根山撓曲	II		34	春木撓曲	I	C
7-d	僧坊撓曲	II	[B]	36	内畑断層	I	[C]
8-a	あやめ池撓曲	I	[B]	37	神於山撓曲	I	C
8-b	松尾山断層	I	C	38	神於山断層	I	[C]
9	東畑撓曲	I	[B]	39	成合断層	I	[C]
10	普賢寺撓曲	I	[B]	40	水間北方	II	C
11	富雄川撓曲－高船断層	I	[C]	41	和東谷断層	I	B
12	矢田断層	I	[C]	42	木津川断層	I	B
13	平群断層	I	C	43	木津川断層東部	I	B
14	大和川断層	I	B	47	笠間断層	I	[C]
15	生駒断層	I	B	48	西田原断層	I	C
16	上牧	I		49	勝地断層	I	C
17	上ノ太子撓曲	I	C	50	名張断層	I	[C]
18	太子撓曲	I	C	51	枚方撓曲	I	B
19	羽曳野撓曲	I	B	52	黄檗断層	I	[B]
20	日野撓曲	I	C	53	井手断層	II	[B]
21	金胎寺山撓曲	I	C	54	邑地	III	
22	神山撓曲	I	C	55	水間断層	III	
23	葛城西麓	II	C	56	狭川断層	II	C
24	上河内－水越	I		57	千股断層	I	[C]

【確実度】

- I：確実な活断層（図中実線）
- II：活断層と推定されるもの（図中点線）
- III：活断層の可能性のあるもの（図中一点鎖線）

【活動度】

- A：平均変位速度が1 m/1,000年以上10 m/1,000年未満
 - B：平均変位速度が0.1 m/1,000年以上1 m/1,000年未満
 - C：平均変位速度が0.01 m/1,000年以上0.1 m/1,000年未満
- []がついたものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったと見られるもの
注）確実度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の確実度及び活動度の欄は空欄としている。